



2026 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 A N A ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 芝 田 浩 二
(コード番号 9202 東証 プ ラ イ ム)
問 合 せ 先 グループ総務部長 鷹 野 慎 太 朗
(T E L . 0 3 - 6 7 4 8 - 1 0 0 1)

株式会社リージョナルプラスウイングスの株式交換による 完全子会社化に関する基本合意書締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社リージョナルプラスウイングス（以下「R P W」といい、当社とR P Wを総称して、以下「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）によりR P Wを当社の完全子会社とすること（以下「本取引」といいます。）に向けた具体的な協議及び検討を進める旨の基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）を締結することを決議し、本日、R P Wとの間で本基本合意書を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本基本合意書は、独占交渉義務、秘密保持義務等の一部の条項を除き、法的拘束力を有するものではありません。本株式交換の実施は、本株式交換に関する契約（以下「本株式交換契約」といいます。）の締結、両社における必要な機関承認及び競争法その他法令上必要な手続の完了を前提とします。本株式交換契約を締結することを決議した場合には、その内容について改めて開示いたします。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的等

当社は、「安心と信頼を基礎に、世界をつなぐ心の翼で夢にあふれる未来に貢献します」を経営理念として掲げ、安全を経営の基盤に据えながら、航空事業を中心として、お客様及び社会に新たな価値を提供することを目指しております。また、当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「2026～2028 年度 A N A グループ中期経営戦略」のもと、国内旅客事業について、我が国の社会・経済活動を支える重要な交通インフラとして、安全かつ安定的な航空ネットワークの維持と、安定的な収益基盤への復元に取り組んでおります。

R P Wは、株式会社A I R D O（以下「A I R D O」といいます。）及び株式会社ソラシドエア（以下「ソラシドエア」といいます。）を完全子会社としており、A I R D O及びソラシドエアに対するグループ経営支援等を行う持株会社です（R P W、A I R D O及びソラシドエアを総称してリージョナルプラスグループといい、以下「R P Wグループ」といいます。）。A I R D O及びソラシドエアは、いずれも定期航空運送事業を主たる業務とし、A I R D Oは北海道発着路線を中心に、ソラシドエアは九州・沖縄発着路線を中心に国内航空ネットワークを展開しており、それぞれ「北海道の翼」及び「九州・沖縄の翼」として、主に国内の地域と地域をつなぐ航空輸送を担い、地域社会の発展に貢献してきました。

当社グループは、A I R D Oとは 2002 年より、ソラシドエアとはその前身となるスカイネットアジア航空株式会社と 2005 年よりそれぞれ業務提携を開始し、当社の子会社である全日本空輸株式会社との共同運航（コードシェア）を通じた販売連携をはじめ、機材・燃油等の調達支援、業務受委託その他の幅広い領域において連携を深めてまいりました。加えて、A I R D Oとは 2002 年より、ソラシドエアとは 2005 年より資本関係にあります。こうした関係を通じて、当社グループとR P Wグループ（総称して、以下「両社グループ」といいます。）は、それぞれの事業基盤や経営資源を活用しながら、国内航空ネットワークの維持・発展及び事業運営の効率化に向けた協業を長年にわたり積み重ねてまいりました。

他方、両社グループが独立した事業主体として運営されている現状においては、競争上機微な情報共有や路線・ダイヤ・販売戦略等に関する一体的な経営判断に制約が存在しており、経営資源を効率的に活用できない状況にありました。

一方、国内旅客事業を取り巻く環境は、オンライン会議の普及等を背景とするビジネス需要の減少や人財不足の深刻化に加え、本格的な人口減少局面への突入により、需要の構造が大きく変化しております。また、費用の面においても、航空輸送事業は外貨建ての費用の割合が大きいため、世界的・不可逆的な要因も背景とした機材調達・部品・整備費用の高騰などにより、事業コストが上昇しております。さらに、環境対応、航空機材の更新及びDX等に係る投資負担も増加するなど、経営環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況を受け、今後も持続可能な国内航空ネットワークを維持・発展させていくために国土交通省の「国内航空のあり方に関する有識者会議」が2025年5月に設置され、一連の議論の結果、各航空会社の経営の自由度を高めるため、大手航空会社から特定既存航空会社（AIRDOやソラシドエア等）に対する出資規制が2026年5月に廃止されました。

かかる状況変化を踏まえ、当社は低下した国内旅客事業の収益力を復元し、地域航空ネットワークの持続性を高めるためには、両社グループの現行の資本・業務提携関係にとどまらず、RPWグループが有する地域に根ざした事業基盤、航空ネットワーク及び事業運営上の強みと、当社グループが有する航空ネットワーク、販売力、レベニューマネジメント、調達力その他の経営資源及び事業運営上の知見をこれまで以上に有効に組み合わせることが必要であるとの認識に至りました。

この目的を達成するため、2026年5月25日、当社は、RPWに対して同社の完全子会社化に関する意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を提出いたしました。

その後、両社において協議を重ねた結果、本株式交換を通じて、従来の資本・業務提携関係の枠組みを超えて連携を一層深化させ、互いの経営資源及び事業運営上の知見をより一体的かつ有効に活用することが、両社グループの持続的な企業価値向上に資するとの共通認識に至り、本日、本基本合意書を締結いたしました。

具体的には、両社は、①当社グループのグローバルネットワーク並びに両社グループの地域ネットワークの接続強化による顧客利便性の向上、②人財及びオペレーションに関するノウハウの共有による従業員の多様な成長機会の提供、③地域に不可欠な航空ネットワークの維持及び地域経済への継続的な貢献、並びに④抜本的な収益改善、経営資源の最適化及び持続的な成長投資の実現を、本株式交換により発現が期待される主たるシナジー効果として確認し、今後、その具体化に向けた施策及び効果について検討を進めてまいります。

本株式交換が実現した場合、当面はAIRDO及びソラシドエアの各ブランドを維持しつつ、事業計画の策定や収入管理、調達、施設構築・維持管理における連携・機能統合を行い、経営資源を有効に活用することで、国内旅客事業の事業基盤の強化とお客様への提供価値の向上を実行していく方針です。また、中期的な戦略として、グループ全体の持続的な成長と更なるシナジーの創出を実現すべく、各ブランドがこれまで培ってきた価値や地域との関係性、安全運航及び事業運営への影響、お客様、従業員及び地域関係者への影響等を総合的に勘案し、ANAブランドへの統合も視野に検討を行ってまいります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、RPWを株式交換完全子会社とする株式交換を予定しております。なお、本株式交換契約を締結する場合、必要な機関承認を得ること並びに競争法その他法令上必要な手続が完了すること等を前提として、2027年4月1日を効力発生日として行う予定です。

(2) 本株式交換の日程

本基本合意書締結日	2026年10月29日（本日）
本株式交換契約締結日	2026年12月下旬（予定）
臨時株主総会・種類株主総会における本株式交換契約承認決議日（RPW）	2027年2月下旬（予定）
本株式交換効力発生日	2027年4月1日（予定）

（注1）現時点で本株式交換契約の締結及び本株式交換の実施が決定されているものではありません。

（注2）当社は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う予定です。

（注3）上記日程は、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、両社間で協議の上、変更されることがあります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由並びに算定に関する事項

本株式交換に係る株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）その他の割当ての内容につきましては、当社の市場株価、第三者算定機関による株式価値算定の結果、本株式交換により生じる効果等を踏まえ、本株式交換契約締結までに当社とR P Wとの協議の上決定いたします。割当ての内容、その根拠及び理由並びに算定に関する事項については、決定次第お知らせいたします。

(2) 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、当社の株式が上場廃止となる見込みはございません。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社及びR P Wは、当社がR P Wの主要株主であること、本株式交換によりR P Wが当社の完全子会社となることその他本株式交換の性質を踏まえ、本株式交換に係る取引条件及び意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保するとともに、R P Wの少数株主の利益に十分配慮する観点から、以下のとおり、本株式交換の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、又は今後講じることを予定しております。

① 両社における独立した第三者算定機関の選任

当社は、本株式交換比率の算定に当たり、その公正性・妥当性を担保するため、両社から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社K P M G F A Sを選任しております。また、当社は、株式会社K P M G F A Sから本株式交換に関して財務的見地から助言を受けており、今後、本株式交換比率の算定を依頼し、その結果に関する算定書を取得するとともに、引き続き財務的見地から助言を受ける予定です。

一方、R P Wは、本株式交換比率の算定に当たり、その公正性・妥当性を担保するため、両社から独立した第三者算定機関及びファイナンシャル・アドバイザーとしてP w Cアドバイザー合同会社（以下「P w C」といいます。）を選任しているとのことです。また、R P Wは、P w Cから本株式交換に関して財務的見地から助言を受けており、今後、本株式交換比率の算定を依頼し、その結果に関する算定書を取得するとともに、引き続き財務的見地から助言を受ける予定とのことです。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ており、今後も引き続き助言を受ける予定です。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

一方、R P Wは、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ており、今後も引き続き助言を受ける予定とのことです。西村あさひは、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有していないとのことです。

③ R P Wにおける独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの中間答申書の取得

(I) 特別委員会の設置等の経緯

R P Wは、当社から、本意向表明書を受領したことを受け、本株式交換の検討並びに当社との本株式交換に係る協議及び交渉を行うにあたり、R P Wの意思決定に慎重を期し、また、R P Wの意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本株式交換の公正性及び透明性を担保するとともに、R P Wの取締役会において本取引を行う旨の決定をすることがR P Wの少数株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得すること（以下「本諮問事項」といいます。）を目的として、2026年7月7日付のR P Wの取締役会決議に基づき、当社、R P W及び本株式交換の成否から独立した、R P Wの独立社外取締役である福田健吉氏、社外有識者である鏡高志氏（公認会計士・税理士、高野総合コンサルティング株式会社、税理士法人高野総合会計事務所）、寺田芳彦氏（公認会計士・税理士、トラスティーズ・アドバイザー株式会社）、阿南剛氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所）の4名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）をR P Wの取締役会の諮問機関として設置し、本特別委員会は2026年7月13日より、本株式交換の合理性等に関する検討を開始したとのことです。

また、R P Wの取締役会は、本特別委員会に対し、（i）本株式交換その他それに派生又は関連する事項（以下「対象事項」といいます。）の検討を行う本特別委員会の委員以外のR P W取締役及び従業員（以下「R P Wプロジェクトチーム」といいます。）に対して、必要な助言を行うことができる権限、（ii）当社との対象事項に関する交渉について、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、随時意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、当該交渉過程に実質的に関与するとともに、必要に応じて直接交渉を行うことができる権限、（iii）R P Wプロジェクトチーム及びR P Wの外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）に対し、対象事項に関する進捗、検討状況その他の事項の報告及び情報提供を随時求めることができる権限、（iv）本特別委員会がその役割を果たすために必要な範囲で、自らのための外部専門家等をR P Wの費用負担により選任することができる権限を付与する旨を決議したとのことです。また、R P Wの取締役会は、R P Wの取締役会が対象事項に関する重要な意思決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重しなければならない、本特別委員会が本株式交換の取引条件が妥当でないと判断した場合には、R P Wの取締役会は本株式交換を実施する旨の意思決定を行わないものとする旨を併せて決議したとのことです。

（Ⅱ）検討の経緯

本特別委員会は、2026年7月13日より、2026年10月26日までの間に合計15回（合計約19.5時間）開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、当社から、本取引の実施の背景及び目的、本取引後の成長戦略（本取引によるシナジー効果を含みます。）、本取引実施後の経営方針、本株式交換比率その他の条件の基本的な考え方等について説明を受け、質疑応答を行い、また、R P Wから、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、R P Wのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるP w C並びにリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、いずれも両社グループからの独立性及び専門性に問題がないことについて確認を行っているとのことです。

その上で、本特別委員会は、当社に対して提示する事業計画及びP w CがR P Wの株式価値の算定において基礎とする事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認及び承認を行っているとのことです。

さらに、本特別委員会は、R P Wのリーガル・アドバイザーである西村あさひから、その独立性及び専門性に鑑み、本株式交換における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容その他本株式交換に関する事項全般について法的助言を受けているとのことです。

また、本特別委員会は、西村あさひから、当社及びR P Wが公表予定の本基本合意書の締結に係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しているとのことです。

本特別委員会は、今後、西村あさひから受ける法的見地からの助言、P w Cから受ける財務的見地からの助言及びP w Cから提出を受ける本株式交換比率に関する算定書の内容、当社の市場株価等を踏まえて、本株式交換比率を含む本株式交換の取引条件について当社との交渉に関与する（又は必要に応じて直接交渉を行う）とのことです。

（Ⅲ）判断の内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、西村あさひから受けた法的見地からの助言及びP w Cから受けた財務的見地からの助言を踏まえつつ、本諮問事項に関する検討の一環として、本基本合意書の締結の是非について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年10月26日付で、R P Wの取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の中間答申書（以下「本中間答申書」といいます。）を提出しているとのことです。

（a）答申内容

R P Wが本基本合意書を締結することは不合理ではないと考えられる。

(b) 答申理由

i. 本取引の意義・目的

以下の点を踏まえると、現時点で入手可能な情報を前提とする限り、本取引がR P Wグループの企業価値向上に資する可能性を認めることができ、本取引の具体化に向けて本基本合意書を締結し、引き続き検討及び交渉を進めることを不合理とする事情は認められない。

- ・ 本取引の背景となるR P Wグループの事業環境及び経営課題に関するR P Wの認識と、R P Wグループの事業環境や経営課題を踏まえて本取引の検討に至った経緯は整合しており、その内容等についても不合理な点は認められない。
- ・ 本取引によりR P Wが当社の完全子会社となることで、R P Wグループの経営基盤が強化されるだけでなく、R P Wグループと当社グループが経営資源・ノウハウをより有効に活用することができるようになると考えられるため、本取引の目的は、R P Wグループの厳しい事業環境や経営課題への対応に資するものであり、その内容等についても不合理な点は認められない。
- ・ 本取引後に想定される具体的な施策や当社からR P Wグループに対して提供されるリソース・経営資源、これらに基づき発現することが想定されているシナジー効果等の内容について不合理な点は認められない。また、本取引によってR P Wが当社の完全子会社となることで、現行の資本関係及び協業関係の下では実現が困難であったシナジーの実効性や実現可能性が高まることが期待され、R P Wグループの中長期的な企業価値の向上に資する可能性が認められるものと考えられる。
- ・ 本取引後の当社によるR P Wグループの経営方針等は、R P Wグループの現状の事業体制や従業員に配慮がなされているものであり、当該経営方針等について不合理な点は認められない。
- ・ 現時点で認識されている本取引に伴うディスシナジー及びデメリットについては、R P W及び当社においてこれらのディスシナジー及びデメリットを解消するために必要な対応方針・措置等が十分検討されている一方で、上記のとおり本取引の実施により当該ディスシナジー及びデメリットを上回るシナジー効果や企業価値向上効果が期待できると認められる。

ii. 本基本合意書の締結の必要性

以下の点を踏まえると、本取引の実行に先立って本基本合意書を締結することについて必要性が認められる。

- ・ 本基本合意書を締結した上で、本基本合意書の締結や本取引に関する公表を行うことにより、本取引が市場関係者に周知されることとなるため、企業結合審査の過程で実施される市場調査や関係者に対するヒアリング等の円滑な進行に資するものと考えられる。
- ・ 本格的な株主説明に先立ち、本基本合意書を締結した上で、本基本合意書の締結や本取引に関する公表を適切に行うことが必要であると考えられる。

iii. 本基本合意書の内容の合理性

以下の点を踏まえると、本基本合意書の内容に不合理な点は認められず、本基本合意書の検討及び締結に至る過程においても不合理な点は認められないため、本基本合意書の内容は不合理ではないと考えられる。

- ・ 本基本合意書に規定された本取引の目的や本取引によるシナジー効果の内容は、上記i. で記載した本取引の意義・目的や本取引により想定されるシナジー効果と整合するものであり、かつ、本基本合意書に規定された本取引後の取組みの内容も合理的であると考えられる。
- ・ 本基本合意書に定められている取引保護条項はR P WやR P Wの少数株主の利益を不当に害するものではないと認められる。
- ・ 本基本合意書の締結により、R P Wは独占交渉義務その他の法的拘束力を有する条項に従うこととなるものの、本取引の実行義務又は特定の株式交換比率その他の取引条件に同意する義務を負うものではなく、少数株主の利益を踏まえて本取引の実行やその具体的な条件について当社との間で協議・交渉等を行う余地は十分に確保されていると認められる。
- ・ 本基本合意書は公正な手続を経て締結されているといえ、本基本合意書の検討及び締結に至る過程に不合理な点は認められない。

iv. 補足

- ・ 本特別委員会が、本取引に係る最終契約締結時において、当該最終契約の締結が相当であり、R P Wの少数株主にとって不利益にならない旨の答申を行うためには、当該時点までに、本取引がR P Wの企業価値の向上に資すると判断できること、及び、本取引において株式交換比率その他の本取引の具体的な取引条件が合理的な内容で合意されることが必要となる点に留意を要する。
- ・ 本取引によりR P Wが当社の完全子会社となった場合には、R P Wにおける株主優待制度は廃止されることが想定されるところ、本特別委員会は、本基本合意書の締結に向けて答申を行うことにより、株主優待制度の廃止がR P Wの少数株主に及ぼす影響その他少数株主の利益保護の観点から重要と考えられる事項について、今後の協議及び検討が十分に行われることを期待する。

R P Wは、2026 年 10 月 26 日開催の取締役会において、本中間答申書の内容を勘案した上で、本基本合意書の締結を決議しているとのことです（当該取締役会における決議の方法は、下記「⑤R P Wにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。）。本特別委員会は、引き続き、本株式交換がR P Wの企業価値の向上に資するかどうか及び本株式交換比率その他の取引条件の公正性及び妥当性について検討を行うとともに、本株式交換比率その他の取引条件について、R P Wの少数株主の利益に十分配慮した合理的な内容が確保されるよう、当社との間で本株式交換に係る協議及び交渉に実質的に関与する予定とのことです。

R P Wの取締役会は、本株式交換に関する意思決定に際して本特別委員会の判断内容を最大限尊重し、本株式交換契約の締結に係る意思決定までに、本特別委員会から本諮問事項に関する答申書を改めて取得することを予定しているとのことです。

④ R P Wにおける独立した検討体制の構築

R P Wは、2026 年 5 月 25 日に、当社より本意向表明書を受領して以降、当社から独立した立場で、本株式交換に係る検討、協議、交渉及び判断を行う体制を社内に構築しているとのことです。具体的には、R P Wは、西村あさひからの助言を踏まえて、当社グループの役職員としての地位を現に有している、又は過去に有していたR P Wの役職員について、R P Wの立場での本株式交換に関する検討や当社との協議及び交渉に一切参加させず、今後も一切参加させない取扱いとしているとのことです。

また、本特別委員会は、2026 年 7 月 13 日開催の第 1 回特別委員会において当該取扱いを確認するとともに、R P Wの検討体制について、独立性・公正性の観点から問題がない旨を確認しているとのことです。

⑤ R P Wにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

R P Wは、西村あさひから得た法的助言、P w Cから得た財務的見地からの助言、本特別委員会から取得した本中間答申書の内容その他の関連資料を踏まえ、本株式交換の目的、本株式交換による企業価値向上の可能性、本基本合意書の内容及び本株式交換に係る手続の公正性等について慎重に審議及び検討を行った結果、2026 年 10 月 26 日開催の取締役会において、本基本合意書を締結することについて利害関係を有しない取締役による審議の上、その全員一致により決議したとのことです。当該取締役会においては、R P Wの取締役 8 名のうち、植田慎一郎氏は当社の従業員を兼任していること、新川新一氏は、2021 年 3 月まで当社の完全子会社の執行役員、2024 年 3 月まで当社の完全子会社の取締役副社長と従業員であったこと、坂爪浩氏は 2025 年 3 月まで当社と当社の完全子会社の従業員であったこと、高橋正尚氏は 2022 年 3 月まで当社の完全子会社の従業員であったこと等から、本取引における構造的な利益相反の問題により影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、まず、（i）R P Wの取締役 8 名のうち、植田慎一郎氏、新川新一氏、坂爪浩氏及び高橋正尚氏を除く 4 名（すなわち、鈴木貴博氏、山岐真作氏、安廣孝史氏及び福田健吉氏）にて審議の上、その全員一致により上記決議を行った後、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を確保する観点から、（ii）当社グループにおける役職・地位や当社グループの在籍時期等を踏まえると、現に当社の従業員を兼任する植田慎一郎氏、2021 年 3 月まで当社の完全子会社の執行役員、2024 年 3 月まで当社の完全子会社の役職員であった新川新一氏、2025 年 3 月まで当社と当社の完全子会社の従業員であった坂爪浩氏と比較して利益相反の程度が低いと考えられる高橋正尚氏を加えた取締役 5 名（すなわち、鈴木貴博氏、山岐真作氏、安廣孝史氏、高橋正尚氏及び福田健吉氏）にて改めて審議の上、その全員一致により上記決議を行ったとのことです。

また、上記取締役会には、利害関係を有しない監査役全員が出席し、その全員が上記決議について異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、R P Wの監査役である平尾清之氏は、2022 年 3 月

まで当社の完全子会社の代表取締役社長を務めていたこと等から、本取引における構造的な利益相反の問題により影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、上記取締役会の審議には一切参加しておらず、当該取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えているとのことです。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社		株式交換完全子会社	
(1) 名 称	ANAホールディングス株式会社		株式会社リージョナルプラスウイングス	
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋1丁目5番2号		東京都大田区羽田空港三丁目3番2号	
(3) 代 表 者 の 役 職・氏 名	代表取締役社長 芝田 浩二		代表取締役会長 鈴木 貴博 代表取締役社長 山岐 真作	
(4) 事 業 内 容	グループの経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務		株式会社AIRD O及び株式会社ソラシドエアの経営管理及びこれに付帯する業務並びに両社の航空機整備の管理の受託及びこれに附帯する業務	
(5) 資 本 金	467,601 百万円 (2026年9月30日現在)		100 百万円 (2026年3月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1952年12月27日		2022年10月3日	
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 484,293,561 株 第1回社債型種類株式 40,000,000 株		普通株式 843,601 株 A種優先株式 600 株	
(8) 決 算 期	3月		3月	
(9) 従 業 員 数	(連結) 49,375 名 (2026年9月30日現在)		(連結) 2,146 名 (2026年3月31日現在)	
(10) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社日本政策投資銀行		株式会社日本政策投資銀行 株式会社北洋銀行 株式会社宮崎銀行	
(11) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 12.35%		株式会社日本政策投資銀行 25.86%	
	株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2.85%		ANAホールディングス株式会社 15.32%	
	名古屋鉄道株式会社 1.55%		宮崎交通株式会社 8.57%	
	全日空社員持株会 1.51%		双日株式会社 5.64%	
	全日空グループ社員持株会 1.10%		米良電機産業株式会社 3.32%	
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株 ESOP 信託口・80279 口) 1.02%		株式会社北洋銀行 2.47%	
	日本郵船株式会社 0.83%		石屋製菓株式会社 2.10%	
	野村信託銀行株式会社(投信口) 0.78%		楽天グループ株式会社 2.10%	
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 0.77%		北海道空港株式会社 1.68%	
	日本生命保険相互会社 0.62%		株式会社宮崎銀行 1.39%	
(12) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社は、RPWの普通株式 129,352 株(A種優先株式を含む発行済株式総数からRPWが保有する自己株式数を控除した株式数に占める割合にて 15.32%)を保有しております。			

	人 的 関 係	当社の従業員 1 名が R P W の社外取締役を兼任しております。					
	取 引 関 係	当社と R P W グループとの間で航空機のリース取引があります。また、当社の子会社である全日本空輸株式会社と R P W グループとの間で、共同運航（コードシェア）に係る業務提携、販売関連業務、整備業務及び地上取扱業務の委託等の取引があります。					
	関連当事者への該当状況	当社は R P W の主要株主であり、 R P W の関連当事者に該当します。					

(13) 過去 3 年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）							
	A N A ホールディングス株式会社 (連結)			株式会社リージョナルプラスウイングス (連結)			
決 算 期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	2024 年 3 月期	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期	
純 資 産	1, 052, 627	1, 140, 095	1, 502, 633	24, 244	19, 999	25, 286	
総 資 産	3, 569, 530	3, 620, 297	3, 955, 128	103, 895	98, 059	111, 903	
1 株当たり純資産（円） （注 2）	2, 222. 03	2, 405. 12	2, 853. 60	19, 493. 61	16, 310. 63	22, 578. 09	
売 上 高 （ 営 業 収 益 ）	2, 055, 928	2, 261, 856	2, 539, 233	101, 495	105, 278	108, 801	
営 業 利 益	207, 911	196, 639	217, 437	4, 139	3, 638	3, 431	
経 常 利 益	207, 656	200, 086	219, 651	3, 675	3, 421	2, 368	
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失	157, 097	153, 027	169, 075	4, 143	△523	1, 449	
1 株当たり当期純利益 又は 1 株当たり当期純 損 失 （ △ ） （ 円 ） （注 2）	335. 09	325. 58	358. 37	4, 911. 66	△904. 55	1, 434. 01	
1 株当たり配当金（円） （注 2、 3）	50. 00	60. 00	65. 00	-	-	-	

（注 1）当社の大株主及び持株比率は 2026 年 9 月 30 日現在です。株式会社リージョナルプラスウイングスの大株主及び持株比率は 2026 年 3 月 31 日現在です。当社は自己株式を控除した発行済株式総数（第 1 回社債型種類株式を含む）、R P W は A 種優先株式を含む発行済株式総数を分母としており、算定基礎が異なります。

（注 2）1 株当たり純資産・当期純利益又は当期純損失は、普通株式に係る数値を記載しております。配当金も普通株式の年間配当を記載しています。

（注 3）当社の第 1 回社債型種類株式の 2026 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は 52.73 円、R P W の A 種優先株式の 2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期の 1 株当たり年間配当金は各期 400,000 円です。

5. 今後の見通し

本基本合意書の締結が当社の業績に与える影響は軽微です。また、本株式交換契約を締結する場合においても、本株式交換の効力発生は 2027 年 4 月 1 日を予定しているため、本株式交換が当社の当期の業績に与える影響は軽微と見込んでおります。本株式交換後の 2028 年 3 月期以降の連結業績への影響については現在精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以 上